

第47号議案

中間市下水道条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

中間市長 松下 俊男

中間市下水道条例の一部を改正する条例

中間市下水道条例（平成10年中間市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「である」を「とする」に改める。

第2条第1号中「及び汚水」及び「それぞれ」を削り、同条中第3号及び第4号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。

第2条中第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条中「の各号」を削り、「一つ」を「1つ」に改める。

第6条中「工事は、」の次に「責任技術者（）」を加え、「（以下「責任技術者」という）を「をいう」に、「業者として」を「指定工事店（）」に、「（以下「指定工事店」という）を「をいう」に改める。

第10条第1項中「第12条の10第1項」を「第12条の11第1項」に改める。

第13条中「一」を「いずれか」に改める。

第15条第2項中「又は口座振替」を「、口座振替」に改める。

第16条第2項中「次の各号の」を「次に」に改め、同項第3号中「おいては」を「おいて」に改める。

第17条第2項中「損傷」を「損傷し」に改める。

第19条中「又は除害施設の設置者若しくは使用者」を「若しくは除害施設の設置者又は使用者」に、「又は除害施設の構造若しくは使用」を「若しくは除害施設の構造又は使用」に改める。

第20条中「の各号」を削る。

第22条第1項中「の各号」を削り、同条第3項中「中間市道路占用料徴収条例」を「、中間市道路占用料徴収条例」に、「を準用する」を「の例による」に改める。

第23条中「第17条の3」を「第17条の2」に、「第22条第1項」を「前条第1項」に改め、同条第3号中「堅牢」を「堅ろう」に、「耐蝕性」を「耐食性」に改め、同条第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第25条中「一」を「いずれか」に、「又は公益上」を「若しくは公益上」に、「取消し」を「取り消し」に改める。

第29条中「の各号」を削り、同条第9号中「、第20条」を「若しくは第20条」に、「又は図書」を「若しくは図書」に、「、第14条」を「若しくは第14条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）の規定に基づき、中間市下水道の管理及び使用に関し法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定め市民の環境衛生の向上と公共用水域の水質保全に寄与するものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。</p> <p>(2) <u>汚水</u> 法第2条第1号に規定する汚水をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）の規定に基づき、中間市下水道の管理及び使用に関し法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定め市民の環境衛生の向上と公共用水域の水質保全に寄与するものである。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>下水及び汚水</u> <u>それぞれ法第2条第1号に規定する下水及び汚水をいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>流域下水道</u> 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。</p> <p>(4) <u>終末処理場</u> 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）
を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。
い。

(1)・(2) (略)

(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由が
あると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、
排水管きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ
同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のある
ものとする。ただし、1つの建築物から排除される汚水の一部
を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75
ミリメートル以上とすることができる。

(略)

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由がある

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）
を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければなら
ない。

(1)・(2) (略)

(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由が
あると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、
排水管きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ
同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のある
ものとする。ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部
を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75
ミリメートル以上とすることができる。

(略)

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由がある

と認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水管きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1つの敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

(略)

(排水設備等の工事の実施)

第6条 排水設備等の新設等の工事は、責任技術者（排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者をいう。）が専属する指定工事店（規則で定めるところにより市長が指定した者をいう。）でなければ、行ってはならない。

(除害施設の設置等)

第10条 法第12条の11第1項の規定により、別表第3の左欄に掲げる物質又は項目に関し、それぞれ当該物質又は項目に対応する同表の右欄に定める数値に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により、公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

2 (略)

と認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水管きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一つの敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

(略)

(排水設備等の工事の実施)

第6条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として規則で定めるところにより市長が指定した者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

(除害施設の設置等)

第10条 法第12条の10第1項の規定により、別表第3の左欄に掲げる物質又は項目に関し、それぞれ当該物質又は項目に対応する同表の右欄に定める数値に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により、公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

2 (略)

(排除の停止又は制限)

第13条 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1)～(3) (略)

(使用料の徴収)

第15条 (略)

2 使用料は、毎使用月、納入通知書、口座振替その他の方法により徴収する。

3 (略)

(使用料の算定方法)

第16条 (略)

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるもの

(排除の停止又は制限)

第13条 市長は、公共下水道への排除が次の各号の一に該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

(1)～(3) (略)

(使用料の徴収)

第15条 (略)

2 使用料は、毎使用月、納入通知書又は口座振替その他の方法により徴収する。

3 (略)

(使用料の算定方法)

第16条 (略)

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるもの

を営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して5日以内に市長に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 (略)

(計測のための装置の設置)

第17条 (略)

2 使用者は、善良な管理者の注意をもって前項に規定する装置を管理し、その責めに帰すべき事由により当該装置を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出るとともにその損害を賠償しなければならない。

(改善命令)

第19条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備若しくは除害施設の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備若しくは除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

を営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して5日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 (略)

(計測のための装置の設置)

第17条 (略)

2 使用者は、善良な管理者の注意をもって前項に規定する装置を管理し、その責めに帰すべき事由により当該装置を損傷、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出るとともにその損害を賠償しなければならない。

(改善命令)

第19条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第20条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に次に掲げる図面を添付して、市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1)・(2) (略)

(占用)

第22条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(1)～(7) (略)

2 (略)

3 前項の占用料の額及び徴収方法については、中間市道路占用料徴収条例（昭和53年中間市条例第5号）の例による。ただし、その占用が下水道暗きよ等に電線等を設置する場合は、別に定めるものとする。

4 (略)

第20条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して、市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1)・(2) (略)

(占用)

第22条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(1)～(7) (略)

2 (略)

3 前項の占用料の額及び徴収方法については中間市道路占用料徴収条例（昭和53年中間市条例第5号）を準用する。ただし、その占用が下水道暗きよ等に電線等を設置する場合は、別に定めるものとする。

4 (略)

(占有許可の基準)

第23条 市長は、公共下水道の排水施設の暗きよである構造の部分に電線及び令第17条の2に規定する物件（以下この条及び次条において「電線等」という。）の占有に係る前条第1項の申請があった場合においては、その占有が必要やむ得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占有を許可することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 電線等の構造が堅ろうで、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐食性及び耐水性のあるものであること。

(4)・(5) (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、公共下水道の管理上支障とならないものであること。

(占有許可の取消等)

第25条 市長は、占有者が次の各号のいずれかに該当するとき又は公共下水道の管理上若しくは公益上やむを得ない必要が生じたときは、占有の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。

(1)～(4) (略)

(占有許可の基準)

第23条 市長は、公共下水道の排水施設の暗きよである構造の部分に電線及び令第17条の3に規定する物件（以下この条及び次条において「電線等」という。）の占有に係る第22条第1項の申請があった場合においては、その占有が必要やむ得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占有を許可することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 電線等の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。

(4)・(5) (略)

(6) その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。

(占有許可の取消等)

第25条 市長は、占有者が次の各号の一に該当するとき又は公共下水道の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、占有の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。

(1)～(4) (略)

(罰則)

第29条 次に掲げる者は、1万円以下の過料に処する。

(1)～(8) (略)

(9) 第5条第1項若しくは第20条の規定による申請書若しくは図書、第5条第2項本文、第12条若しくは第14条の規定による届出書、第16条第2項第3号の規定による申告書又は第18条の規定による資料で、不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

(罰則)

第29条 次の各号に掲げる者は、1万円以下の過料に処する。

(1)～(8) (略)

(9) 第5条第1項、第20条の規定による申請書又は図書、第5条第2項本文、第12条、第14条の規定による届出書、第16条第2項第3号の規定による申告書又は第18条の規定による資料で、不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者